

安田女子大学・安田女子短期大学ハラスメントの防止等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、安田女子大学・安田女子短期大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントが学生、職員及び関係者（以下「構成員」という。）間において人間としての尊厳を侵害し、又は修学、研究若しくは就労（以下「修学・就労」という。）の権利等を侵害するものであるという認識に立ち、本学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応し、良好な修学・就労環境を作り出すため、ハラスメントの防止及び対応（以下「ハラスメントの防止等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びその他のハラスメントをいう。
- (2) 「セクシュアル・ハラスメント」とは、本学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、相手の修学・就労環境を害すること、又はこの言動への対応に起因して相手はその修学・就労条件につき不利益を受けることをいう。
- (3) 「その他のハラスメント」とは、本学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動（性的な性質の不適切な言動を除く。）を行い、相手の修学・就労環境を害すること、又はこの言動に起因して相手はその修学・就労条件につき不利益を受けることをいう。
- (4) 「学生」とは、本学学生、科目等履修生、その他本学において修学をしている者及び研究生等として本学において研究に従事している者をいう。
- (5) 「関係者」とは、学生の保護者、関係業者、その他の学生又は職員と修学上、研究上又は就労上の関係を有する者をいう。

(防止及び啓発)

第3条 本学は、ハラスメントの発生を防止するために本学の構成員に対して必要な指導及び啓発を行うものとする。

第2章 ハラスメント防止等委員会

(ハラスメント防止等委員会の設置)

第4条 本学に、ハラスメントの防止等のため、安田女子大学・安田女子短期大学ハラスメント防止等委員会（以下「防止等委員会」という。）を置く。

(防止等委員会の所掌事項)

第5条 防止等委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ハラスメントが発生した場合の対応に関し、重要な事項について審議し、学長、事務局長、又は関係学部長若しくは学科長に対して必要な情報を提供し、必要に応じて助言又は勧告等を行うこと。
- (2) ハラスメントの相談、調停及び紛争解決に関すること。
- (3) その他ハラスメントの防止等に関する重要事項について審議すること。

(防止等委員会の組織等)

第6条 防止等委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長補佐のうちから学長が指名する者 1名
 - (2) 職員のうちから学長が指名する者 若干名
 - (3) 学生センター長
 - (4) 事務局次長
- 2 委員は、学長が任命する。
 - 3 防止等委員会に、委員長を置く。
 - 4 委員長は、委員のうちから学長が任命する。
 - 5 防止等委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
 - 6 その他防止等委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第3章 相談体制等

(相談体制)

第7条 本学に、ハラスメントに関する相談に対応するため、相談窓口を設け、相談員を置く。

- 2 相談員は、学長が任命する。この場合において、ハラスメント問題に通じた学外の専門家を相談員に委嘱することができる。
- 3 相談員への相談は、面談、手紙、電話、ファックス又は電子メールのいずれでも受け付けるものとする。
- 4 相談員は、相手からの相談に応ずるとともに、問題の解決に必要な援助及び情報の提供等を行うものとする。
- 5 相談員は、ハラスメントの相談に当たって、相談、事実確認及び対応の内容等について記録に残し、その概要を防止等委員会に報告しなければならない。
- 6 相談員は、相談の対応に当たり、防止等委員会及び学長、事務局長又は関係学部長若しくは関係学科長と連絡、協議等の措置を行い、相談業務が適切かつ円滑に進むよう努めるものとする。
- 7 相談員は、相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者（以下「被害を受けたとする者」という。）及びハラスメントの行為者とされた者（以下「行為者とされた者」という。）のプライバシーを保護し、その人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。
- 8 その他相談体制に関し必要な事項は、防止等委員会が別に定める。

(通知措置)

第8条 防止等委員会は、被害を受けたとする者が調査及び調停に基づく措置の手續を希望しない場合、その意思に基づき、行為者とされた者に対して注意又は警告を通知することができる（以下「通知措置」という。）。

- 2 被害を受けたとする者は、通知措置の利用を相談員に申し出、相談員は防止等委員会に申し出を取り次ぐものとする。
- 3 防止等委員会は、被害を受けたとする者から事情を聞き、通知措置の必要があると判断したときは、行為者とされた者に通知措置を講じる。
- 4 防止等委員会は、行為者とされた者の所属する学部長若しくは学科長又は事務局長及び防止等委員会委員複数の立会いのもと行為者とされた者に通知措置を講じる。
- 5 通知措置に当たっては、被害を受けたとする者が特定されないように匿名とし、その安全の確保とプライバシーの保護に配慮する。
- 6 第1項の注意にもかかわらず、ハラスメントが繰り返された場合は、処分の対象となるおそれがあることなどを警告し、報復、嫌がらせなどの行為を行わないように勧告する。通知措置を受けた者がこれに不服のあるときは、防止等委員会に異議を申し立てることができる。
- 7 通知措置を受けた者がこれに従わないときは、被害を受けたとする者は、通知措置の利用を再度申請するか、又は調査若しくは調停に基づく措置の利用を申し立てることができる。

第4章 ハラスメント調査委員会

(ハラスメント調査委員会)

第9条 防止等委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、ハラスメントの事実関係の調査に当たするため、その事案ごとに、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

- (1) ハラスメントの苦情の申立があり、防止等委員会が必要と認めたとき。
- (2) ハラスメントに対する措置が必要と防止等委員会が判断したとき。

2 調査委員会は、被害を受けたとする者及び行為者とされた者（以下「当事者」という。）並びにその他関係する者から公正な事情聴取を行うなどして調査を行い、調査結果を速やかに防止等委員会に報告する。

3 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。

(調査委員会の組織等)

第10条 調査委員会は、調査対象となる事案ごとに、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長補佐のうちから学長が指名する者 1名
- (2) 学部長、学科長及び事務局の部長のうちから学長が指名する者 若干名
- (3) 職員及び学外の専門家のうちから学長が指名する者 若干名
- (4) 必要に応じ、被害を受けたとする者と同性の職員のうちから学長が指名する者 若干名

2 調査を迅速に行うため、調査委員会に、調査委員会の構成員若干名で組織する小委員会を置くことができる。

3 その他調査委員会に関し必要な事項は、「安田女子大学・安田女子短期大学ハラスメント調査委員会に関する運用指針」によるほか、防止等委員会が別に定める。

第5章 ハラスメント調停委員会

(ハラスメント調停委員会)

第11条 防止等委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、ハラスメントの調停に当たするため、その事案ごとに、ハラスメント調停委員会（以下「調停委員会」という。）を置くことができる。

- (1) 当事者がハラスメントの問題を調停で解決することに合意したとき。
- (2) 調停委員会を設けることが必要であると防止等委員会が判断したとき。

2 調停委員会は、防止等委員会委員のうちから学長が指名する3名の委員で組織する。

3 調停委員会は、当事者間の協議に立ち会い、必要に応じて調停案を提示するなどして、当事者間の話し合いにより問題が公正、適切かつ迅速に解決されるよう努めるものとする。

4 調停委員会は、当事者間で調停が成立した場合は、合意文書を作成し、防止等委員会に報告する。

5 調停が不成立の場合は、被害を受けたとする者は、防止等委員会に対して調査手続に基づく措置を要求することができる。

6 調停に当たっては、当事者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。

7 その他調停委員会に関し必要な事項は、「安田女子大学・安田女子短期大学ハラスメント調停委員会に関する運用指針」によるほか、防止等委員会が別に定める。

第6章 安全確保措置、修復・改善措置等

(緊急の安全確保措置)

第12条 防止等委員会は、相談・通知措置・調査・調停の過程で、ハラスメントと疑われる行為が継続し、又は報復や嫌がらせなどの行為が行われている場合で、緊急を要すると判断したときは、被害を受けたとする者の同意を得た上で、その安全を確保するために、行為者とされた者に対して、当該行為を止めるよう勧告することが

できる。

(修復・改善措置等の審議)

第13条 防止等委員会は、調査委員会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、修学・就労環境の改善及び行為者とされた者に対する措置等について審議し、その結論を学長に報告する。

2 前項の審議に当たって、防止等委員会は、必要と判断したときは、当事者の意見を聴取することができる。

(措置等の決定)

第14条 学長は、前条第1項の報告を基に、学長補佐及び事務局長と協議して、意見を添えて理事長へ具申するものとする。

2 学長は、理事長の処分決裁後、当事者に対して、処分を通知するものとする。

3 前項の処分に不服がある当事者は、速やかに学長を経由して理事長に異議を申し立てることができる。

第7章 雑則

(適用範囲)

第15条 ハラスメント（職員間におけるものに限る。）の当事者の一方が本学以外の学園職員である場合は、この規程は適用しない。

(事務)

第16条 この規程に定める調査等の事務は、学生にあつては学生課、職員及び関係者にあつては庶務課において処理する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年11月5日から施行する。

2 安田女子大学・安田女子短期大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する細則（平成13年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。